

# 持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

平成18年11月

福 岡 県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の公表について

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第1項の規定に基づき、福岡県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

平成18年11月10日

福岡県知事 麻 生 渡

# 目 次

第 1	持続性の高い農業推進の基本方針	1
1	持続性の高い農業推進の背景	1
2	持続性の高い農業推進の基本方向及び運動目標	1
(1)	推進の基本方向	1
(2)	運動目標	1
第 2	持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項	2
1	土壌診断の励行	2
2	適正で効率的な施肥の実施	2
3	発生予察に基づく的確な防除の実施	2
第 3	その他必要な事項	3
1	土壌の性質の総合的な改善	3
2	必要な機械、資材等及び資金の調達	3
3	関係補助事業の積極的な活用	3
第 4	導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容	4
	[水稲・麦]	
1	水稲	4
2	麦	5
3	大豆	6
	[野菜(果菜類)]	
4	きゅうり	7
5	すいか	8
6	メロン	9
7	しろうり	10
8	かぼちゃ	11
9	トマト	12
10	なす	13
11	ピーマン	14
12	パプリカ	15
13	いちご	16
14	スイートコーン	17
15	オクラ	18
16	えんどう	19
17	いんげん	20
18	そらまめ	21

19	えだまめ	22
20	にがうり	23

[野菜(葉菜類)]

21	はくさい	24
22	キャベツ	25
23	ほうれんそう	26
24	しゅんぎく	27
25	レタス	28
26	リーフレタス	29
27	サラダ菜	30
28	たかな	31
29	セルリー	32
30	カリフラワー	33
31	ブロッコリー	34
32	にら	35
33	ねぎ	36
34	たまねぎ	37
35	アスパラガス	38
36	みょうが	39
37	チンゲンサイ	40
38	山東菜、こまつな	41
39	ナバナ	42
40	しそ	43
41	パセリ	44
42	にんにく	45
43	みずな	46
44	かつおな	47
45	ふき	48

[野菜(根菜類)]

46	だいこん	49
47	かぶ	50
48	にんじん	51
49	ごぼう	52
50	しょうが	53
51	れんこん	54
52	やまのいも	55
53	さといも	56
54	ばれいしょ	57
55	かんしょ	58
56	ラディッシュ	59

[果樹]

57	かんきつ（温州みかん、晩生かんきつ）	60
58	かき	61
59	なし	62
60	ぶどう	63
61	もも	64
62	すもも	65
63	うめ	65
64	キウイフルーツ	66
65	いちじく	66
66	びわ	67
67	くり	67
68	リンゴ	68

[花き]

69	キク（施設）	69
70	キク（露地）	70
71	バラ	71
72	カーネーション	72
73	テッポウユリ	73
74	新テッポウユリ	74
75	スカシユリ	75
76	フリージア	76
77	グラジオラス	77
78	球根アイリス	78
79	ダリア	79
80	スイセン	80
81	チューリップ	81
82	ストック	82
83	トルコギキョウ	83
84	スターチス・シスター	84
85	宿根スターチス	85
86	宿根カスミソウ	86
87	ブバルディア	87
88	ガーベラ	88
89	リンドウ	89
90	ミヤコワスレ	90
91	マーガレット	91
92	宿根アスター	92
93	センリョウ	93
94	ツツジ・サツキ	94

9 5	ツバキ・サザンカ	9 5
9 6	カイヅカイブキ	9 6
[工芸作物]		
9 7	茶（煎茶）（平坦地域）	9 7
9 8	茶（玉露、煎茶）（山間地域）	9 8
9 9	いぐさ	9 9
第 5	施肥基準	1 0 0
1	水稻	1 0 0
2	麦	1 0 6
3	野菜	1 0 8
4	果樹	1 1 2
5	花き	1 1 4
6	工芸作物	1 1 5

## 第1 持続性の高い農業推進の基本方針

### 1 持続性の高い農業推進の背景

近年、環境に対する国民の関心が高まるなかで、農業は最も環境に調和した産業であることから、農業生産活動に伴う環境負荷への軽減や、農業を通じた環境の維持・向上が求められている。

このような中で、土づくりや合理的作付体系等の基本技術を基礎としながら、技術面からの新たな支援を背景として、持続性の高い農業への期待が高まっている。

こうしたことから、国は平成6年4月に「環境保全型農業推進の基本的な考え方」を策定し、環境保全型農業を「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義し、推進を図ってきた。

さらに、平成11年7月に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、都道府県における指針の明確化と導入計画認定農家に対する支援措置を定めた。

これを受けた本県では、平成6年3月に「環境保全型農業推進の基本方針」を策定し、化学肥料、化学合成農薬の削減目標を定めて、啓発・普及を実施してきた。

また、平成11年12月に制定した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を今回一部改正し、環境への負荷を軽減するとともに、連作障害の回避など産地における持続的な農業生産の確保を図る。

### 2 持続性の高い農業推進の基本方向及び運動目標

#### (1) 推進の基本方向

生産性との調和を図りつつ環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業を展開するため、持続性の高い農業生産方式の導入・普及を積極的に推進する。

また、新たな持続性の高い農業生産方式の技術開発・研究を進める。

#### (2) 運動目標

持続性の高い農業を推進するためには、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料、農薬等の効率的な利用を図ることにより、これら資材の節減を図る必要がある。

今後の資材投入については、持続性の高い農業生産方式の導入等により資材量の2割の削減を目標にする。

## 第2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項（全作物共通）

### 1 土壌診断の励行

たい肥等の有機質資材の適切な施用を行うためには、土壌診断（可給態窒素・有機物の含有量を分析項目に含む。）を実施し、その結果に基づきたい肥等の施用量を設定することが必要である。

このため、県下11カ所の地域農業改良普及センターにおいては、農業者からの依頼により、土壌診断を実施し、結果を知らせることができる体制を整備している。

また、農協の営農センター等の土壌診断施設やJA全農ふくれんの土壌診断センターにおいても、地域農業改良普及センターとの連携のもと、土壌診断を行う体制が整備されている。

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、このような土壌診断体制の積極的な活用を図るとともに、施肥量の決定等に関し、普及指導員などから診断結果をふまえたアドバイスを基に、土壌の改善と施肥の合理化に努める。

### 2 適正で効率的な施肥の実施

適正で効率的な施肥を行うには、局所施肥や肥効調節型肥料の有効活用などが重要である。

局所施肥を的確に実施するためには、畝を正確に成型できる土壌の物理性の確保、農作物の栽植様式に合わせた施肥機による肥料施用量の調節等が技術的に重要な要素となる。

また、肥効調節型肥料の利用に当たっては、肥効発現の速度の程度が異なるものが多数流通しているため、栽培する農作物の吸肥特性に合致した肥料の適切な選択を行う。

県では、適切な肥効調節型肥料の利用のための資料として、平成9年3月に「緩行性肥料の利用の手引き」を策定した。また、農業総合試験場の試験研究成果をもとに、地域農業改良普及センター、農協等ではこれらの情報を活用して、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者に対して適切な指導を行う。

### 3 発生予察に基づく的確な防除の実施

病害虫による農作物の被害を防ぐためには、病害虫の発生時期、発生量を予測し適期に防除することが重要である。

病害虫の発生は、気象条件、施設内の環境条件、作物の生育状態、品種、施肥、作期、作型、前作物、作付体系などに左右されるため、気象予報に留意するとともに、地域や圃場ごとに病害虫の発生状況を定期的に調査、把握して発生を予測することが必要である。

病害虫防除所では、地域、個別圃場等においてフェロモントラップや予察等を設置し、きめ細かな発生予測に基づき、発生予察情報（予報、速報、注意報、特殊法、警報等）やテレホンサービスにより迅速、正確な情報を提供し、効率的な防除を推進する。



### 第3 その他必要な事項（全作物共通）

#### 1 土壌の性質の総合的な改善

たい肥等有機質資材の施用は、土壌の性質の総合的な改善を行う有効な手法であるとされているが、土壌の物理性の根本的な改善や塩基組成の適正化のためには、たい肥の施用だけでは不十分な場合もあり、これが適切に行われない場合は持続性の高い農業生産方式の効果的な実施に困難を来すことも想定される。

このため、水田転換の畑地や園地では、暗きよの施工等による排水促進を、また施設野菜地帯では、土壌診断による塩基組成の改善を行うこととする。

#### 2 必要な機械、資材等及び資金の調達

持続性の高い農業生産方式の導入には、新たな農業機械や資材等の整備が必要となることがある。これらの機械・資材は、慣行のものと比較して、高価であるだけでなく、その利用に関しても高度な技術が要求されるものであることから、個々の農業者の経営内容や技術水準を見極めつつ、導入を行う。

また、これらの農業機械、資材等を整備する場合には、取組の初期段階における経営的な負担の軽減を図る観点から、必要に応じ、農業改良資金その他の融資制度を積極的に活用する。

#### 3 関係補助事業の積極的な活用

持続性の高い農業生産方式に地域全体で取り組む場合には、地域農業改良普及センターによる濃密指導や実証ほの設置等による技術の確立、たい肥舎等共同利用施設の建設による生産条件の整備等を推進することが重要となることから、これらを総合的に実施するため、必要に応じ、関係補助事業の積極的な活用を推進する。